

任意継続組合員の 皆さまへお知らせです

確定申告用の
収納証明は
1月下旬に
送付します



全ての任意継続組合員の方へ

申込み不要

平成27年分の掛金の収納証明書を送付します。

平成27年1月から12月の間に公立学校共済組合が収納した任意継続掛金について、証明書を平成28年1月下旬に送付します。確定申告をされる際に、社会保険料控除欄に記入する金額の参考としてご利用ください。

平成27年9月30日以前に退職された任意継続組合員の方へ

平成28年度から任意継続掛金の算定方法が変更になります。

平成27年10月より公立学校共済組合掛金の算定方法が標準報酬制に変更になりました。これに伴い、平成27年9月30日以前に退職された方は、平成28年度分以降任意継続掛金の算定方法が下記のとおり変更となります。

算定方法の例 退職時の給料月額が378,500円 平成27年3月31日退職者

平成27年度分

- [A] 退職時の給料**378,500円**

- [B] 前年度1月1日における
任意継続組合員を除く全組合員
の**平均給料月額**

- [C] 組合員期間15年以上
55歳以上初めての退職の割引
378,500円 - 378,500円 × 30%
=**264,950円**

[A] [B] [C]のうち、一番少ない金額

×

(千分率)

掛金率 短期 101.5
介護 12.24

平成28年度分以降

- [A'] みなしの退職時標準報酬月額
A × 1.25 = 473,125円
(標準報酬等級表にあてはめる)
→ **470,000円** (第25級)

- [B'] 前年度9月30日における
任意継続組合員を含む全組合員の
平均標準報酬月額
(平成28年度は平成27年10月1日)

- [C'] 組合員期間15年以上
55歳以上初めての退職の割引
470,000円 - 470,000円 × 30%
= 329,000円
(標準報酬等級表にあてはめる)
→ **320,000円** (第19級)

※標準報酬等級表は公立学校共済組合東京支部のホームページに掲載しております

[A'] [B'] [C']のうち、一番少ない金額

×

(千分率)

掛金率 短期 86.2
介護 10.42

※平成27年10月1日以降の率です。平成28年度の率は未定です。



平成28年度任意継続掛金の掛金額決定通知書と、
払込取扱票は平成28年3月中旬に送付します。

※平成27年11月現在の情報です。